

資料提供
平成 29 年 5 月 12 日
土木部都市計画課 景観形成推進室
TEL : 076-225-1759 (直通)
(内線 5221) 曾宇谷、勝田

いしかわ景観総合条例に基づく景観形成重点地区
指定書の交付式について

県では、美しい石川の景観を保全・創出して次世代に継承していくため、いしかわ景観総合条例（以下、条例。）を制定し平成21年1月に施行しました。

条例では、美しい農村風景や伝統的な家並みなど地区の優れた景観を保全するため「景観形成重点地区」を規定しており、平成24年3月に能登町「春蘭の里」地区を、平成26年3月に珠洲市「奥のと里海 日置」地区を指定しています。

このたび、山間に棚田が広がり美しい里山景観を有する羽咋市「神子原」地区を、3箇所目の景観形成重点地区として指定することとし、以下のとおり指定書の交付式を開催します。

- 1 日 時 平成 29 年 5 月 17 日（水）14 時 30 分～
- 2 場 所 石川県庁 行政庁舎4階 知事室
- 3 出席者
 - ・知事
 - ・羽咋市長 山辺 芳宣
 - ・地元住民代表（町会長ほか6名）
- 4 次 第
 - (1) 開 会
 - (2) 指定書交付 知 事
 - (3) 挨拶 知 事
 - (4) 決意表明 地元代表
 - (5) 閉 会写真撮影

景観形成重点地区の指定の概要

概要

石川県では、美しい石川の景観を保全・創出して次世代に継承していくため、いしかわ景観総合条例（以下、条例。）を制定し、平成21年1月に施行しました。

伝統的な家並みや棚田など、地区の優れた景観を保全するため、条例に基づく「景観形成重点地区」の指定を行っています。これまで、平成24年3月に能登町「春蘭の里」地区を、平成26年3月に珠洲市「奥のと里海 日置」地区を指定しました。

羽咋市「神子原」地区には、山間に広がる棚田と伝統的家屋から形成された美しい里山景観があります。これらを保全し、さらには地域の賑わいづくりにも寄与することを目的として、景観形成重点地区に指定します。

位置



羽咋市神子原地区の指定内容の概要

四季折々の表情を見せる棚田



伝統的な建築様式の家屋



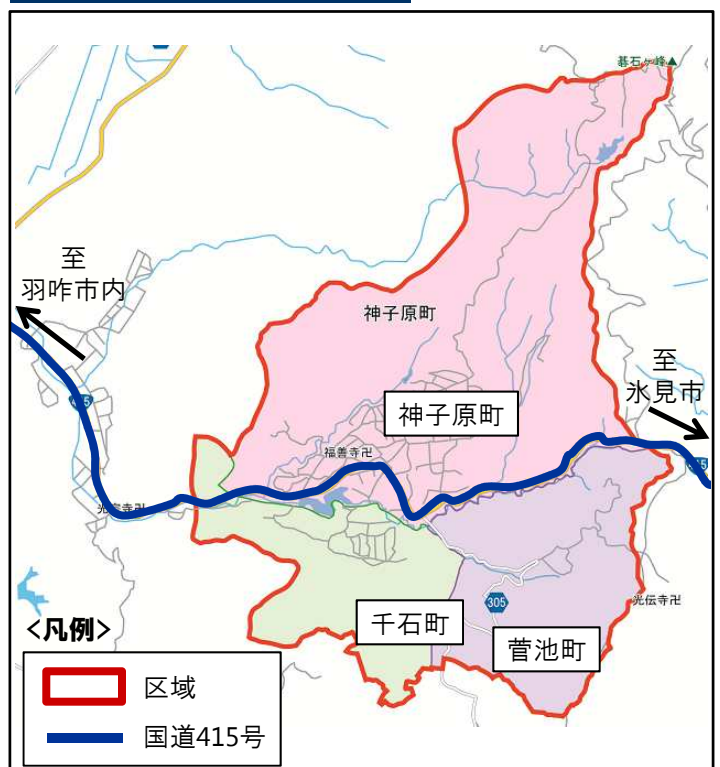
まとまりのある集落群



届出要件

届出対象	現行基準 (景観計画区域)	神子原地区
建築物	建築面積 1,000㎡ 超 または高さ 13m 超	建築面積 10㎡ 超
工作物	高さ 13m 超	高さ 1.5m 超または 築造面積 50㎡ 超
開発行為	開発面積 10,000㎡ 超	開発面積 300㎡ 超

区域



景観形成基準(抜粋)

<建築物>

- 美しい棚田の景観を阻害しない位置、高さとする。
- 周辺から突出した印象を与えないよう配慮する。
- 屋根は瓦葺きの勾配屋根とするよう配慮する。
- 太陽光パネルは黒色とし屋根から突出させない。
- 外壁は茶系色、灰系色、ベージュ系色とする。

<工作物>

- 美しい棚田の景観を阻害しない位置、高さとする。
- 周辺から突出した印象を与えないよう配慮する。
- 自然環境と調和したデザインとするよう配慮する。